

道路(自費)工事施行承認事前協議案内

東京都西多摩建設事務所 管理課 道路管理担当 (占有担当)

電話番号 0428-22-2517(直通)

道路(自費)工事に関しては、申請前に協議が必要になります。

協議を行うにあたり下記資料が必要となるため、現況をよく調査のうえ資料をお持ちください。

【お持ちいただく資料】

□ ① 現況写真

道路(自費)工事予定箇所の正面/右側/左側の三方向より撮影した写真

- ・周辺の歩道状況が分かるように撮影すること。特に道路構造物(境界標/街路樹/植樹帯/隣接する切下げ部/支障物件など)がある場合は、それらが分かるように撮影してください。

□ ② 現況平面図・立面図、計画平面図・立面図

道路(自費)工事予定箇所の現況図及び道路(自費)工事予定箇所を記入した計画図

- ・道路(自費)工事予定箇所に歩道がある場合は、現況図及び計画図に歩道幅員を図示してください。
- ・計画図には予定切下げ位置及び延長を図示してください。
- ・道路(自費)工事予定範囲内及び隣接する箇所に道路施設及び工作物(ガードレール/バス停/消火栓/横断歩道/電柱/植栽帯/マンホール/各種標識/隣地切下げなど)がある場合は、それらを正確に図示していただくとともに、切下げ予定箇所との離隔も図示してください。

※植栽帯内に高木がある場合は、○で図示の上、幹の中心から予定切下げまでの距離を離隔として図示してください。

□ ③ 敷地内利用計画図

車両出入り口、駐車場位置等の分かる図面(1F平面図など)

※②現況図、計画図に合わせて記載いただいても構いません。

□ ④ 植栽関係の調査(※道路(自費)工事予定範囲が植栽に近接する場合)

道路(自費)工事予定範囲内及び近接する高木・中低木等の種類と数量を調査してください。

※高木は目通り(地上1.2m幹回り)を測定し、測定値が読み取れるように写真を撮影してください。

□ ⑤ 境界関係の書類(※道路(自費)工事予定場所が境界標に近接する場合)

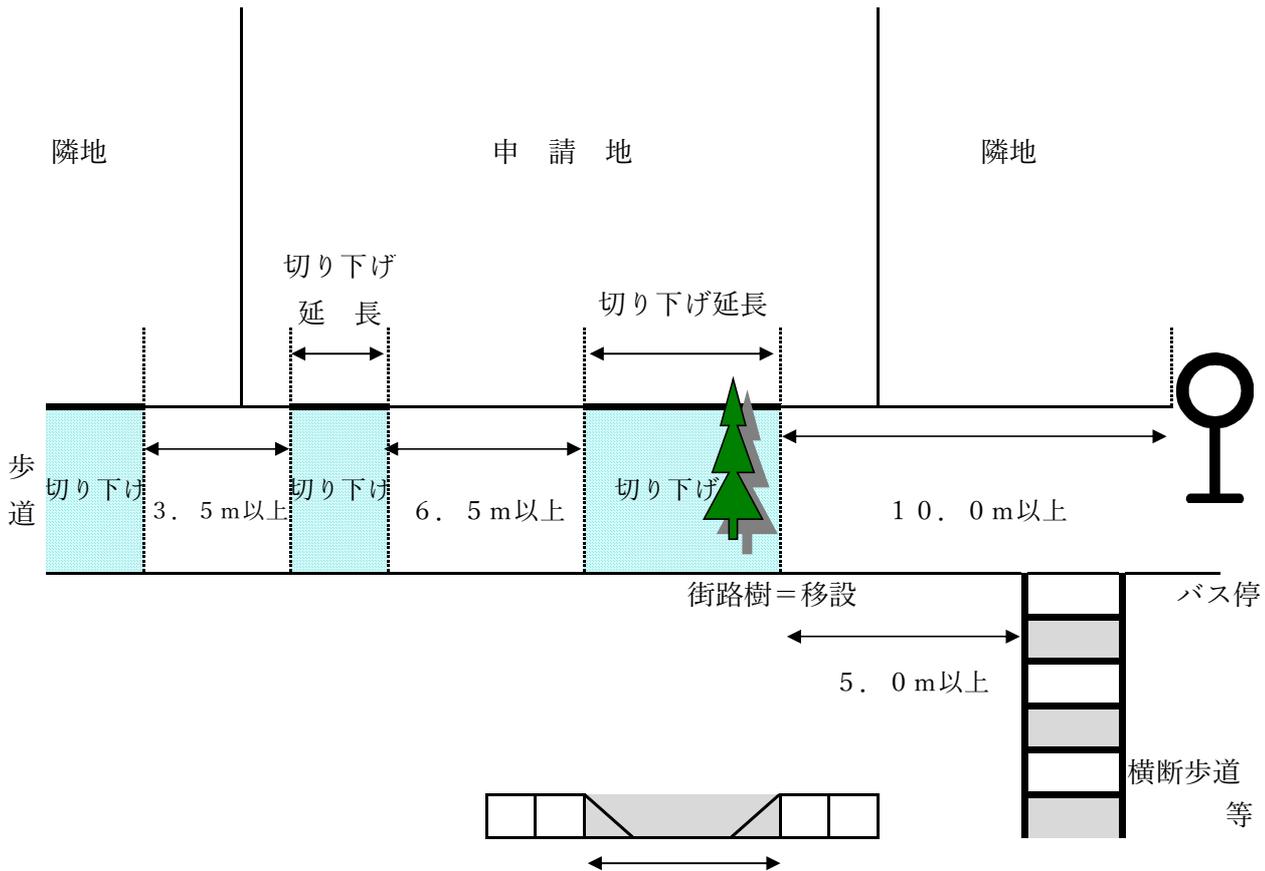
道路(自費)工事予定範囲内及び隣接する箇所の境界標の種類と数量が分かる図面

道路(自費)工事による境界標への影響が懸念される場合は、該当する標の引照点図/引照点を測定した写真

- ・引照点は切り下げ等動く恐れのある場所に設置しないでください。
- ・境界標1箇所につき最低3点引照点を設置してください。
- ・引照点を測定した写真は、測定値が読み取れるよう近景/遠景を撮影してください。

(※境界関係の協議先は管理課 道路台帳担当になります。)

○切り下げ承認基準



切り下げ延長・・・斜ブロック両端1本まで入る

- 切り下げは、乗り入れ施設である。駐車スペースがあること。
- 切り下げ延長は、3.03m、4.24m、5.45m、7.27mが基準（7.27mはトラック等）
- 隣の切り下げから3.5m以上離れていること。
- 同一施設に切り下げは2ヶ所まで。切り下げの間は6.5m以上離れていること。
- 交差点、横断歩道等から5.0m以上離れていること。
- バス停から10m以上離れていること。
- 電線共同溝の地上設備から5.0m程度離れていること。
- 植樹帯がある場合は移設が原則。

（切り下げ工事予定範囲内及び近接する樹木の種類・数量を調査し、同路線上で移設箇所の候補地の目星を付けた上で、担当工区へ相談）

- 高木は移設困難なものは代替木を植樹。（目安：目通り1.2m以上）
- 集水枳等の部分には切り下げは設けない。ただし、枳の移設、補強をすれば可能。
- 歩道にU字溝等がある場合は補強が必要。
- ガードレール等支障となるものは、撤去、移設する。
- 所轄警察の確認を取る。（申請書2枚目に警察印）
- 申請者及び誓約書の名義は地主で申請すること。
- 工事費用は申請者負担(道路法57条)

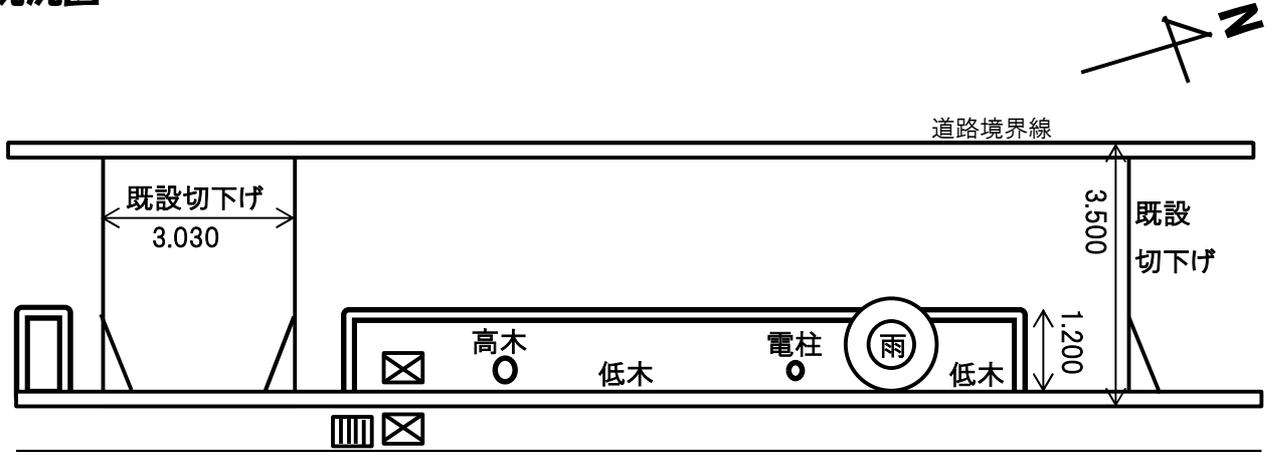
詳細は別途調整

- 大型トラックの乗り入れ等で基準内での対応が困難な場合は、搬入車のカタログ、軌跡図等で検討。

歩道平面図・立面図の記載例（切下げ）

- ※ガードレール・バス停・消火栓・横断歩道・電柱・植樹帯・マンホール・各種標識・点字ブロックや、歩道幅員、隣接切り下げとの距離などを正確に図示してください。
- ※新設物件は「赤色」、撤去物件は「黄色」で色付けをしてください。

●現況図

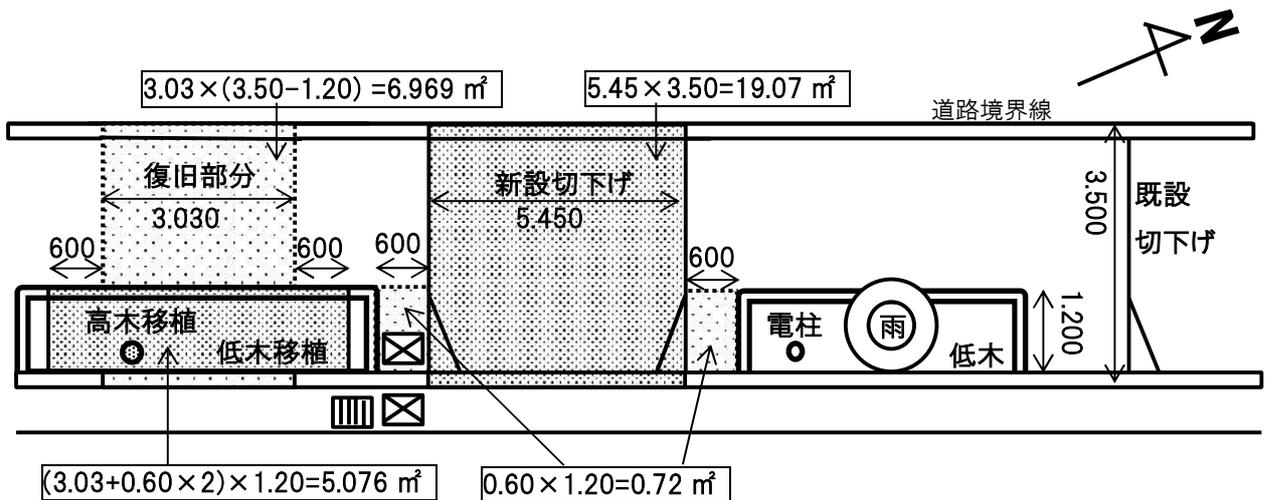


現況平面図 S=1:100

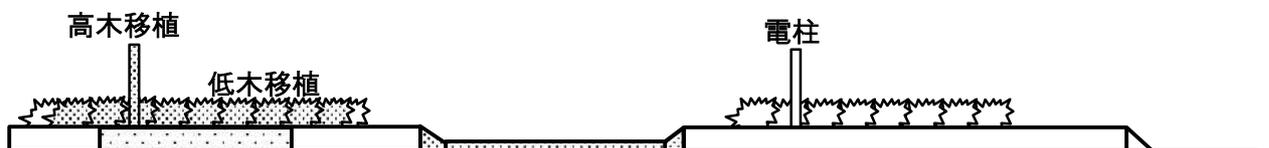


現況立面図 S=1:100

●計画図



計画平面図 S=1:100



計画立面図 S=1:100

○切り下げ延長及び舗装構造

※舗装構造は、原則セメントコンクリートで舗装してください。

※工事用切り下げは、切り下げ延長にかかわらずD型舗装とします。

※永久切り下げ延長は、原則5.45m(トラック等大型車乗り入れの場合、7.27m)までとします。

	切り下げ延長(L)	セメントコンクリート舗装			アスファルトコンクリート舗装			
		セメントコンクリート(212B)	粒度調整砕石	舗装厚	細粒度アスコン	粗粒度アスコン	粒度調整砕石	舗装厚
A型	3.03m	15cm	15cm	30cm	5cm		30cm	35cm
B型	4.24m	15cm	15cm	30cm	5cm		30cm	35cm
C型	5.45m	15cm	15cm	30cm	5cm		30cm	35cm
D型	7.27m	20cm	20cm	40cm	5cm	10cm	35cm	50cm

○申請時必要書類

●道路工事施工承認申請書(東京都様式・4枚綴)…1部

- ・工事内容内訳書
- ・誓約書
- ・構造図1～5
- ・舗装復旧構造図
- ・工事仕様書
- ・現況写真

各3部

建設局HPより入手可能。

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/app/lication/youshiki/douro_senyo

●案内図…3部

●施工前・施工後平面図及び立面図…3部

●その他、提出を指示した書類…3部



○工区の管轄地区

工区	所在地	所管区域	連絡先
奥多摩出張所	奥多摩町氷川951-4	奥多摩町、檜原村内の国道411号(大麦代トンネル～山梨県境) 国道139号 都道206(三頭橋～九頭龍橋)	0428(83)3634～3636
奥多摩工区	奥多摩町氷川951-4	奥多摩町地内 (奥多摩出張所管理を除く)	0428(83)3637・3638
青梅工区	青梅市河辺町6-4-1 (青梅合同庁舎1階)	青梅市	0428(22)5195・5197
福生工区	福生市北田園2-7-2	福生市、羽村市、瑞穂町 あきる野市(旧秋川市分)	042(551)6420・6434
あきる野工区	あきる野市館谷266-8	あきる野市(旧五日市町分) 日の出町	042(595)1137・0974
檜原工区	檜原村403	檜原村 (奥多摩出張所管理を除く)	042(598)1139・1257

道路(自費)工事手続きの流れ

	所管	注意点
道路工事施工承認申請 事前協議	西多摩建設事務所 管理課 道路管理担当 ※来所前にお電話ください	「事前協議で必要な資料」を参照し、資料を作成してください。
↓		
道路工事施工承認申請書 事前確認	西多摩建設事務所 管理課 道路管理担当 ※来所前にお電話ください	提出書類は申請書作成要領等を参照し、作成してください。内容を確認の上、 仮受付印 を押し、一旦ご返却いたします。
↓		
交通管理者 事前協議	所轄警察署	申請書の2枚目(協議欄)に警察署の承認印を受けてください。
↓		
道路工事施工承認申請書 提出	担当工区	ご提出いただいてから承認まで3週間程度ほどかかります。 (※後日追加で書類を提出いただく場合がございます。予めご了承ください。) 承認書ができ次第、ご連絡差し上げます。
↓		
道路工事施工承認書 お渡し	西多摩建設事務所 管理課 道路管理担当	
↓		
道路使用許可 申請	所轄警察署	道路工事施工承認書の写しを添付し、警察に申請し、許可を受けてください。
↓		
着手届 提出	担当工区	工事開始前に工区へご提出ください。
↓		
工事完了届 提出	担当工区	工事終了後に工区へご提出ください。現場立会または写真確認があります。

○工期延伸について

当初予定していた期間より工事期間が伸びてしまう場合には、現在承認している工事期間の満了前に、工期延伸の申請を行い、新たに承認を受けてください。延伸申請書をご提出いただいてから承認まで2～3週間ほどかかります。

提出書類

- ・道路工事期間延伸申請書…(3枚綴)
- ・承認済の道路工事施工承認書のコピー…(3部)
- ・現況の写真…(3部)